

飯塚市告示第 127 号

飯塚市総合戦略推進会議開催要綱を次のように定める。

平成 28 年 4 月 20 日

飯塚市長 齊藤守史

飯塚市総合戦略推進会議開催要綱

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、飯塚市が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の効果検証、見直し等を行い、総合戦略を効果的に推進するに当たり、広く有識者から意見を聴取するため、飯塚市総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 総合戦略に基づく施策の実施状況、効果の検証に関すること。
- (2) 総合戦略の見直しに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、総合戦略の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する委員 15 名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体において推薦された者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、会議の意見を取りまとめる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画調整部総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(飯塚市総合戦略策定有識者会議開催要項の廃止)

2 飯塚市総合戦略策定有識者会議開催要項(平成27年飯塚市告示第244号)は、廃止する。